

住 ま い

高齢者福祉住宅の提供

立ち退き等で住宅に困窮されている高齢者のかたに住宅を提供しています。

- 対 象** 次のすべてに該当するかた。
- ・区内に1年以上お住まいで、65歳以上のひとり暮らしまたは三親等以内の65歳以上の高齢者のみの世帯のかた。ただし、民間の賃貸住宅にお住まいのかたが対象。(自家所有者、土地保有者は対象外)
 - ・住環境が悪いかた、または、住宅の取り壊し等で2年以内の立退き要求を受けているかた。
 - ・所得が基準以内のかた。

費 用 所得に応じた使用料のほか、共益費負担があります。

そ の 他 自立した日常生活を基本とした住宅です。介護施設等ではありません。

申 込 み 年1回めぐろ区報(1月15日予定)で空待ち登録者の募集をお知らせします。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢者福祉住宅・施設係 ☎ 5722-9403 FAX 5722-9474

シルバーピア (都営住宅)

住宅に困窮されている高齢者のかたに住宅を提供しています。

- 対 象** 次のすべてに該当するかた。
- ・65歳以上で都内に継続して3年以上居住しているかた。
 - ・住宅に困っているかた。
 - ・所得が定められた基準内であるかた。
- ※その他条件あり

費 用 所得に応じた使用料のほか、入居者の負担する費用があります。

そ の 他 詳しくは都営住宅入居者募集のご案内をご確認ください。

申 込 み 毎年8月、2月に募集
※都営住宅の募集(5月、8月、11月、2月)の中で実施します。

問い合わせ JKK東京都営住宅募集センター ☎ 3498-8894



高齢者向け優良賃貸住宅 (UR 都市機構)

UR都市機構が高齢者向けに提供する、床の段差をなくしたり手すりを設置するなど、高齢者が使いやすいように配慮された住宅です。(令和6年4月1日現在、区内にはありません)。

- 対 象** 申込日現在、次の世帯構成に該当するかた。
- ・申込本人が満60歳以上の単身者。
 - ・申込本人が満60歳以上で同居者が配偶者(年齢に関係なし)。
 - ・申込本人が満60歳以上で、同居者が満60歳以上の親族または特別な事情により申込本人との同居が必要であるとURが認める親族。
- 費 用** 所得に応じた使用料の他共益費負担があります。所得要件有り。
- そ の 他** 自立した日常生活ができるかたが基本です。

問い合わせ UR渋谷営業センター ☎ 6681-5202

サービス付き高齢者向け住宅

主に民間事業者が提供するバリアフリー構造を有し、安否確認サービスや生活相談サービス等の提供を行う住宅です。(令和6年4月1日現在、区内にはありません)。

- 対 象** 次のいずれかに該当するかた。
- ・60歳以上の単身世帯。
 - ・60歳以上のかた＋同居者(配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族、特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者)。
- 費 用** 住宅により異なる。
- そ の 他** 自立した日常生活ができるかたが基本です。

民間賃貸住宅の情報提供

区内民間賃貸住宅への転居を希望し、ご自分で住宅を探すことが困難な世帯に対し、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第五ブロック目黒区支部の協力により民間賃貸住宅を探すお手伝いをします。

- 対 象** 毎年度4月1日現在、目黒区に住民登録をしている65歳以上のひとり暮らしの世帯、又はすべてのかたが60歳以上で65歳以上のかたを含む世帯。
- 費 用** 無料
- 申 込 み** 窓口にて随時

問い合わせ 住宅課 居住支援係 ☎ 5722-9878 FAX 5722-9325

高齢者世帯等居住継続家賃助成

民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯に、家賃の一部を助成します。

※この「民間賃貸住宅」とは公的住宅・社宅以外の住宅で、2親等以内の親族が所有するものを除きます。

- 対 象**
- ・65歳以上の一人暮らし世帯、又は全員が60歳以上で、65歳以上のかたを含む世帯
 - ・身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳(有効期限内)のいずれかをお持ちのかたがいる世帯、又は精神障害により障害年金を受給しているかたがいる世帯

- 助 成 要 件**
- 基準日(毎年度4月1日)において次のすべてに該当する世帯
- 1 基準日現在、区内の民間賃貸住宅に居住していること。
 - 2 賃貸借契約者が本人、配偶者又は親族等であること。
 - 3 家賃全額の支払いは、本人、配偶者又は同居の親族等であること。
 - 4 家賃を滞納していないこと。
 - 5 自宅の家賃を確定申告で経費計上していないこと。
 - 6 世帯全員が住民税を完納していること。(非課税の場合も対象)
 - 7 生活保護を受けていないこと。
 - 8 現在・過去ともにこの家賃助成を受けていないこと。
 - 9 ファミリー世帯家賃助成を現在を受けていないこと。
 - 10 世帯の前年の所得および家賃が下表の金額以下であること。(ただし、1万円以上の家賃月額であること)



世帯人数	前年の総所得金額(上限)	家賃月額(上限)
1人	266.8万円	11万円
2人	314.8万円	12万円
3人	362.8万円	14万円

※世帯人数が4人以上の世帯は、1人増えるごとに前年の総所得金額に48万円を加算してください。

- 助 成 額**
- 家賃額(共益費等を除く)の20%(千円未満切捨て)
以下の上限があります。
- 1人世帯 15,000円 2人世帯 17,000円 3人以上世帯 20,000円

- 助 成 期 間**
- 要件に該当すれば最長6年間

- 申 込 み**
- 区報・目黒区公式ウェブサイト等をご覧ください。募集は、年1回6月の予定です。

問い合わせ 住宅課 居住支援係 ☎ 5722-9878 FAX 5722-9325

住まいの相談窓口

福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)では、制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポートをしています。

高齢者や障害のあるかたなどの住宅の確保に特に配慮が必要なかたを対象に「住まいの相談」を行っています。

問い合わせ 福祉総合課 住まいの相談窓口 ☎ 5722-7237 FAX 5722-9062

老人ホーム・グループホーム等

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきり状態や認知症があり常時介護が必要で、居宅では適切な介護を受けることが困難なかが入居する施設です。要介護高齢者の生活の場として、日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理等を受けられます。

- 対 象** 介護保険で要介護3～5と認定されたかたで、現在特別養護老人ホームに入所していないかた。
ただし、要介護1・2と認定されたかたでも、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合、特例的に入所できます。
- 費 用** 介護保険サービスの利用者負担額（要介護度により異なります）のほか、食費、居住費等がかかります。
- 申 込 み** 目黒区特別養護老人ホーム入所申込書に必要事項を記入し、高齢福祉課高齢者支援係または各包括支援センターに提出してください。区で入所申し込みを受け付けるのは、区内および一部の区外特別養護老人ホームです。対象施設は、61ページに掲載しています。

問い合わせ

高齢福祉課 高齢者支援係 ☎ 5722-9352 FAX 5722-9474
各地域包括支援センター

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要なかが入所する施設です。自宅での生活へ戻れるよう、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の支援等が受けられます。

- 対 象** 介護保険で要介護1～5と認定されたかた。
- 費 用** 介護保険サービスの利用者負担額（要介護度により異なります）のほか、食費、居住費等がかかります。
- 申 込 み** 直接施設へお申し込みください。区内の介護老人保健施設は、61ページに掲載しています。

問い合わせ

各施設または各地域包括支援センター



介護医療院

長期的な医療と介護を必要とするかたのための施設です。

日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えています。

- 対 象** 介護保険で要介護1～5と認定されたかた。
- 費 用** 介護保険サービスの利用者負担額(要介護度により異なります)のほか、食費、居住費等がかかります。
- 申 込 み** 直接施設へお申し込みください。区内の介護医療院施設は、61ページに đăng載しています。

問い合わせ 各施設または各地域包括支援センター

養護老人ホーム

環境、経済上等の理由から自宅で生活することが困難なかたのための施設です。

- 対 象** 原則として65歳以上で、生活保護世帯または生計中心者が住民税の所得割を課税されていないかた。
- 費 用** 収入に応じて利用者および扶養義務者の負担があります。利用者が負担する場合は月額0～14万円です。
- 申 込 み** 高齢福祉課高齢者支援係にご相談ください。区内の養護老人ホームの所在地等は61ページに đăng載しています。

問い合わせ 高齢福祉課 高齢者支援係 ☎ 5722-9352 FAX 5722-9474

認知症高齢者グループホーム

介護が必要な認知症の高齢者が、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や支援を受けながら、5～9人の少人数で共同生活をする施設です。

- 対 象** 要介護認定で「要支援2」、「要介護1～5」のかたで認知症のかた。
- 費 用** 介護保険サービスの利用者負担額の外に、家賃・食費、共益費、光熱水費などがかかります。
- 申 込 み** 直接各施設へお申し込みください。認知症高齢者グループホームは、62ページに đăng載しています。

問い合わせ 各施設または各地域包括支援センター

軽費老人ホーム

軽費老人ホームのうちA型、B型、ケアハウスについては内容、対象者は次のとおりです。

内容および対象

施設区分	内容	対象
A型	食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。またレクリエーション事業の実施等を行います。	家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅で生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）で、月収がおおむね35万円以下のかた
B型	通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気のときの食事などのサービスを提供します。	A型の要件を満たし、かつ、健康で自炊のできるかた
ケアハウス	食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。また介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスが利用できます。	自炊できない程度の健康状態にあり、自立して生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）のかた

費用 収入に応じた利用料のほかに、生活費、管理費等の負担があります。

申込み 直接各施設へお申し込みください。
令和6年4月1日現在、区内にはありません。

都市型軽費老人ホーム

60歳以上で、身体的機能の低下等により自宅での生活に不安があるかたのための施設です。

内容 食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。また、介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスが利用できます。

対象 60歳以上のかたで、低所得で目黒区に3か月以上居住しているかた。

費用 収入に応じた利用料のほかに生活費、管理費等の負担があります。

申込み 入所を希望する施設または高齢福祉課高齢者支援係にご相談ください。
区内の都市型軽費老人ホームの所在地等は、62ページに掲載しています。

問い合わせ 施設または高齢福祉課 高齢者支援係 ☎ 5722-9352 FAX 5722-9474

有料老人ホーム

食事や日常生活上のサービスを提供します。入居者との介護に係る契約によって介護サービスの提供には違いがあります。

費用 各ホームで異なります。

申込み 各ホームへ直接お申し込みください。

問い合わせ 全国有料老人ホーム協会 ☎ 3548-1077 または各ホームへ